

福島県子ども・子育て会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、福島県子ども・子育て会議条例（平成25年12月17日福島県条例第88号、以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、福島県子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営について定めることを目的とする。

(部会)

第2条 会議に次の部会を置く。

名称	委員数	所掌事項
認定こども園部会	5名以内	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に定める事項

2 会議は、認定こども園部会の所掌事項について、条例第7条第6項に基づき認定こども園部会の決議をもって会議の議を経たものとする。

(緊急措置)

第3条 緊急やむを得ない事由のあるときは、部会長は、文書をもって当該部会の会議に代えることができる。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開とする。ただし、次に該当する場合は、非公開とするものとする。

(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に定める事項に関する審議を行う場合

2 前項の規定にかかわらず、会議を公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益若しくは公共の利益を害するおそれがある場合又は当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合にあつては、審議会の決定により会議を非公開とすることができる。

3 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。この場合の必要な手続等については別に定める。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、保健福祉部こども未来局こども・青少年政策課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成26年2月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。